

地域感染期

○ 地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重疾患の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 体制の強化

ア 地域における新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、直ちに市対策本部を設置し、速やかに情報の収集・共有・分析を行い、本市の対処方針について協議・決定するとともに、地域感染期に入ったことを公表する。(市対策本部)

イ 政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、直ちに状況に応じて本市の体制を整備し、国、茨城県等から情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の対策を決定する。(健康づくり推進課)

ウ 業務継続計画に基づき、所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。(全庁)

(2) 関係機関との連携

市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施に当たり、医師会等関係団体や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。(健康づくり推進課、関係機関)

(3) 緊急事態宣言の措置

ア 茨城県に緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置の上、速やかに本部会議を開催し、今後の対策を決定する。(市対策本部)

イ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(健康づくり推進課)

(4) 職員の健康管理・勤務体制

ア 引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診を勧奨する。(人事課、上下水道部総務課、消防本部総務課、教育委員会総務課)

イ 引き続き、患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得の指示や外出自粛の徹底を要請する。(人事課、上下水道部総務課、消防本部総務課、教育委員会総務課)

2 情報収集・提供

(1) 情報収集

ア 引き続き、国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(健康づくり推進課)

イ 引き続き、学校、保育園等でのインフルエンザの集団発生の把握を実施する。(学務課、子ども施設課)

(2) 情報提供

ア 利用可能な各種広報媒体(市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS、防災行政無線、広報車等)・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を市民に対し詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康づくり推進課、広聴広報課、生活安全課、財政部、都市建設部)

イ 特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた市内の医療体制や個人レベルでの対策(マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等)を周知し、学校、保育園等や職場での

感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(健康づくり推進課、関係課所)

ウ 市民からコールセンター等に寄せられる問合せや国、茨城県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康づくり推進課)

(3) 情報共有

国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や現場の状況について情報共有を図る。(健康づくり推進課)

(4) コールセンター等の継続

茨城県の要請を受け、国のQ & Aの改定等を踏まえながら、コールセンター等の体制を継続する。(健康づくり推進課)

3 予防・まん延防止

(1) 地域での感染拡大防止策

ア 引き続き、国及び茨城県と相互に連携し、市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実施するよう強く促す。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康づくり推進課、商工振興課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課)

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(商工振興課)

ウ 国が示す基本的対処方針に基づき、学校、保育園等の臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)を適切に行う。(健康づくり推進課、学務課、子ども施設課)

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講じるよう要請する。(健康づくり推進課、茨城県)

オ 市のイベントや主催行事等、多数の者が集まる事業については、感染拡大の機会を減らすため中止する。(関係課所)

カ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。(健康づくり推進課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、関係機関)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 茨城県が、特措法第 45 条第 1 項の規定に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(健康づくり推進課、商工振興課)

イ 茨城県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育園等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請等を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(健康づくり推進課、学務課、子ども施設課、関係機関)

4 予防接種

(1) 住民接種

国及び茨城県と連携し、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。(健康づくり推進課、関係機関)

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康づくり推進課、関係機関)

イ 住民接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力要請等を茨城県に要請する。(健康づくり推進課)

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

引き続き、要援護者の生活支援に対する対応を実施する。(社会福祉課、健康づくり推進課)

(2) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(商工振興課、健康づくり推進課)

(3) 市民・事業者への呼び掛け

- ア 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(女性青少年課 (消費生活センター))
- イ 国及び茨城県が実施する食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみへの対応について、適宜協力する。(女性青少年課 (消費生活センター))

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 水の安定供給

水道事業を継続するため、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(企業局)

イ 生活関連物資等の価格の安定等

- (ア) 茨城県等と連携し、市民生活及び経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(女性青少年課 (消費生活センター))
- (イ) 茨城県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(女性青少年課 (消費生活センター))
- (ウ) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び茨城県と連携して適切な措置を講ずる。(女性青少年課 (消費生活センター))

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国及び茨城県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(社会福祉課、健康づくり推進課、関係機関)

エ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 茨城県からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。(環境衛生課)
- (イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、

茨城県からの要請に基づき、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
(環境衛生課、健康づくり推進課)

6 医療

(1) 地域医療体制の確保

ア 国及び茨城県の基本的対処方針を確認し、受診方法等についての情報をリアルタイムで収集する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

イ 茨城県及び医師会と協力し、ピーク時に対応し、臨時的な医療施設での入院患者の受入を行う。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

ウ 市内の状況を確認し、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品・医療資器材が不足する場合、茨城県へ備蓄品の提供を要請する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)